

令和3年第2回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中村美津緒

副委員長 橋本尚美

1 開催日時 令和3年6月18日（金曜日）午前1時27分～午後2時10分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

議案第104号 青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について

請願第3号 新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願

請願第7号 生理用品の学校配布（配備）を求める請願

4 報告事項

なし

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
副委員長	橋本尚美	委員	長谷川章悦
委員	蛭名和子	委員	館山善也
委員	山脇智	委員	奈良岡隆
委員	山本治男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	市民部次長	白坂孝志
市民部長	加福理美子	教育委員会事務局教育次長	大久保綾子
経済部長	百田満	教育委員会事務局参事	葛西俊一
経済部理事	横内信満	農業委員会事務局次長	竹内芳
農林水産部長	大久保文人	教育委員会事務局総務課長	金澤敦
教育委員会事務局教育部長	小野正貴	関係課長等	
農業委員会事務局長	加藤文男		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	猪口茂樹	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主幹	吹田匠		

○**中村美津緒委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 2 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 104 号「青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 104 号青森市森林博物館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと存じます。

初めに、配付資料の 1 の提案理由であります。教育委員会事務局文化財課が所管いたします青森市森林博物館につきましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が満了となります。このことから、令和 4 年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、所要の改正を行うものであります。

次に、2 の施設概要であります。青森市森林博物館は、昭和 53 年の市制施行 80 周年記念事業の 1 つとして、旧青森大林区署、後の青森営林局の建物を、全国初の森と木を考える博物館として整備したもので、昭和 57 年 11 月に開館いたしました。

次に、3 の観覧料及び 4 の使用料につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページを御覧ください。

5 の利用状況及び収支の状況であります。直近 3 か年となる平成 30 年度から令和 2 年度までの実績の平均では、表の右端の下段のとおり、入館者は 1 万 5242 人。表の一番下、収支差額はマイナス 1814 万 2000 円となっております。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことから、その影響が及んでいない平成 29 年度から令和元年度までの 3 か年実績の平均では、表の右端の上段のとおり、入館者は 1 万 8962 人、収支差額はマイナス 1811 万 2000 円となっております。

次に、6 の利用料金制を導入する理由であります。利用料金制の導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討した上で、積極的に活用を図るものとすると言われております。

青森市森林博物館におきましては、森林に関する資料を供し、市民の教育・文化の発展に寄与するという設置目的や、子どもからお年寄りまでが楽しみながら学習しているといった利用状況等を考慮した結果、指定管理者の自主

的な経営努力を発揮することにより、様々なサービス内容の工夫によって利用者数の増加が期待できること。また、指定管理者の収入として収受させることにより、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できますことから、利用料金制を導入しようとするものであります。

なお、利用料金につきましては、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えますことから、他の利用料金制導入施設同様、弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制度を導入しております他の施設を参考に、乗率を0.7から1.3までとしようとするものであります。

次に、7の改正箇所ではありますが、利用料金制の導入に当たりまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、他の利用料金制度導入施設と同様に、第13条の次に加える第14条及び第15条におきまして、1つに、利用料金の納入先を指定管理者とすること。2つに、利用料金を指定管理者の収入として収受させること。3つに、特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと。4つに、利用料金の額を条例の定める金額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が設定すること。5つに、特別の理由がある場合は、指定管理者が利用料金を減免することができることを定めるものであります。

また、既に利用料金制を導入している類似施設との整合を図るため、第6条第3項ただし書に、観覧料及び還付に関する規定を新たに追加いたしますとともに、第12条及び第17条第2項を改めるものであります。

8の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

委員長すみません。先ほど説明いたしました収支の状況につきまして、もう少し詳しい資料を準備してございまして、委員の皆様にご追加配付したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○中村美津緒委員長 喜んで。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 よろしく申し上げます。

〔議会事務局が資料配付〕

○中村美津緒委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 ただいまお配りした資料ですけれども、過去10年間の収入状況を記載した資料であります。

利用料金の収入基準額につきましては、現在、財政当局と協議しているところでありますけれども、当該施設の過去の収入状況や、先行して一部利用料金制を導入しております他の施設における積算方法などを踏まえまして、今後、決定するものと考えております。

参考までに、先行して一部利用料金制を導入しておりますあおり北のまほろば歴史館では、過去3年間の平均収入額をもって収入基準額としている

ところであります。

以上、議案第 104 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 この博物館について、担当課から十分御丁寧な説明をいただいて、納得できる部分もあるんですが、利用者数の増加が期待できるという——利用者を増やしていくということも納得しますし、利益分は還元する、差額分は市が補填するとか、そういう部分なども理解できる部分もあるんですけども、そもそもの基本的な考えとして、市の施設はどれも大事なんですけども、その中でも博物館や歴史を知らせるような市の施設は、その建物自体が既にテーマやコンセプトが決まっていて、そういう意味で大事である。そういう施設に対して、経営努力をするということは、私はふさわしくないと思っております。市の責任でしっかりと支えていくべきだということで賛成は出来ません。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、反対意見がありましたので起立により採決いたします。

議案第 104 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数であります。

よって、議案第 104 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 3 号「新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見について説明を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 請願第 3 号新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願内容につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの影響が発生している事業者に対して、支援を目的とした直接的な給付金事業を行うこと。この給付金事業は、影響が出ている全ての業者に届くようにし、申請はできるだけ簡素にすること。以上のようになっております。

本市では、令和 3 年 4 月に入ってから一部地域の飲食店等においてクラスターが連続して発生したことを踏まえ、令和 3 年 4 月 22 日に新型インフルエ

ンザ等対策特別措置法に基づく飲食店に対する営業時間短縮要請及びこれに伴う感染症防止対策協力金の支給について、青森県に緊急要望したところであり、これに対して青森県が実施を決定したものであります。

青森県が決定した時短要請の概要については、本町1丁目から5丁目まで及び橋本1丁目の地域において、令和3年4月27日零時から令和3年5月9日24時までの期間中に、5時から21時までの時間短縮営業に全面的に協力した飲食店に対し、32万5000円から97万5000円までの新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支払うというものであります。

このような中、事業者や各業種の組合等からは、県から営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業種においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているとの声も寄せられてきたところでもあります。

このため、本市では、県から営業時間の短縮要請を受けた地区の飲食店のみならず、他地域・他業種においても広く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを踏まえ、小売業・飲食業等全19業種に対し、市内事業者の事業継続に必要な経費や感染防止対策経費について、一事業者当たり90万円を上限として助成することとし、本定例会に関連補正予算案を提出しているところであります。

他都市において実施している補助金等のように、対象者の要件として、売上高が前年同月比で一定の割合以上減少したことや、前年度に一定の事業収入があることなどの要件を設ける場合は、申請時に売上台帳、事業実施計画書、収支予算書等の数多くの書類の提出を求める必要が生じるところであります。

本市がこれまで実施してきた補助制度においては、事業者の御負担とならないよう、売上高の減少などの要件は設けず、出来る限り申請手続を簡素化しているものであり、事業者や関係団体等から、分かりやすく申請が楽で助かったといった声も多く寄せられているところであります。

今後も、売上減などの難しい要件や、多数の書類の提出を求めることのない形で、市内事業者が感染防止を図りながら営業を続けられるよう支援していくこととしております。

したがって、既に新型コロナウイルスの影響が発生している事業者に対して、支援を目的とした直接的な給付金事業を行うための補正予算案を本定例会に提出しているところであり、御議決を賜れば、速やかに実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第3号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 可否同数と認めます。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において、本請願に対する可否を裁決いたします。

請願第3号については、委員長は採択すべきものと裁決いたします。

次に、請願第7号「生理用品の学校配布（配備）を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 請願第7号生理用品の学校配布（配備）を求める請願につきまして、教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

請願第7号につきましては、学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品を適切に設置してくださいという内容であります。

小・中学校におきましては、これまでも児童・生徒が生理用品を必要とした際にいつでも提供できるよう、返却不要の生理用品を保健室に常備し、対応してきております。

請願の趣旨にあります児童・生徒が生理用品を十分に使えない理由といたしましては、経済的理由のみならず、育児放棄や育児怠慢といったネグレクトによる場合等も想定されます。

このことから、教育委員会では、児童・生徒に対して生理用品の提供のみならず、生活全般にわたる様々な対応が必要であると考えており、次の支援につなげていく仕組みとして、単に女子トイレに生理用品を設置するのではなく、生理用品を提供する際に、保健室等で児童・生徒の様子を観察し、対話を通じて状況を確認するなどしながら、適切に支援してまいることとしております。

したがいまして、学校施設におきましては、返却不要の生理用品を保健室に常備しているところであり、請願第7号の女子トイレに設置することは考えていないところであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内

委員。

○天内慎也委員 意見でもいいですか。

○中村美津緒委員長 はい。

○天内慎也委員 生理の貧困について、今、国会での生理の貧困が話題になって、全国でも 255 を超える自治体は何らかの支援策に乗り出しているというのが世論です。

政府も、女性活躍推進交付金によって支援するという事で動き出しており、そうした世論にも乗って行かなければ駄目だと思います。

今日の東奥日報にも、公共施設に置くというのも出ていました。

市の説明では、保健室に置くというふうに言っていました。対話を通じて配付するという、それ自体は別に否定するものではなくて、保健室に来た人にしっかりと声を聞くということは否定するものではないんですけども、保健室に行きづらい人、行きにくい人もいます。そういう人たちのためにも、そっとトイレに置いておくという、そういうことが私は大事なんじゃないかなと思っております。

賛成の立場の意見です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員どうぞ。

○蛭名和子委員 この生理の貧困については、天内委員が言ったように本当に全国的な動きがあります。そういった中で、今定例会でも、一般質問で2人の議員から質問等が出されております。

今回、この請願者が傍聴に来られていることであるので、もし委員の皆様のお承諾をいただけたなら、その困難な状況を知っているこの方々から意見をいただけたらいいなと思うのですが、よろしく御配慮をお願いします。

○中村美津緒委員長 橋本副委員長。

○橋本尚美副委員長 無償配布ってということに関しましては、賛成ですし何の異論もないんですが、やはり方法なんですけれども、県内の事例で申しますと、十和田市は過去 15 年ほど前に、一時期トイレに生理用品を置いていたことがあるそうなんですけれども、いたずらもあり、不衛生ということも見受けられて、今回は保健室でということでの無料配布ということで進めると、そういうことの事例もあります。

一方で、ちょっと危惧するところは、学校をオープンにしたりした際はいろんな方々が校内に入ります。その際、心ないいたずらなどがあって、大変デリケートなものでありますし、衛生面であり安全面であり、担保できるのかなど。それを考えますと、しっかりとした保管のもとでというのがベストではないかということもあり、またさらにですね、小中学生を対象にしていますけれども、小学生も低学年、高学年、また中学生と、生理に対する意識であったり認識には大きな差があると、現場の先生の声もあり、小学生はちょっ

とまだという声を複数聞いております。

様々な面で、行きづらい、もらいづらい、そういった子どもにはカードを持って、そのカードが提示すれば会話もせずに保健室で生理用品をもらうことができるのかいろんな方法が実際に行われていますので、一足飛びにトイレに配置、配備するのはどうかなというところがあります。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 先ほどの蛭名委員からの意見について、私も賛成の立場で意見を言いますが、今日、請願者が傍聴に来てるといふふうにして伺ってましたので、このコロナの状況の中でのこの生理の貧困という、今話題になっていることに対して、請願者からも私は意見を聞くべきでないかなと思っております。

議会基本条例でも、市民の声を聞くべきだといふふうに入っておりますので、そういった意味で私からもお願いしたいと思っております。

○中村美津緒委員長 はい、ほかに発言はありませんか。

○館山善也委員 すいません。今、いろんな御意見が出てる中で、私もこの貧困をやはり見据えた中で、生理用品を配布するということには賛成であります。

ただ、今、橋本委員から出た設置場所っていうところですね、もし仮に、この貧困の方がトイレに行ってもらってという形で済むのかっていうことだと思うんですよね。

小中学生であれば、やはり家庭の貧困ってというのが背景にあって、今全国的には大学生に配布するというのは昨日の報道でも、弘前大学生にはあったんですけれども、小中学生の場合だと家庭での貧困というところがやはり背景にはあると想像しますので、そういったときにトイレに設置した1枚2枚持って行って足りるのかっていうと、そのレベルではないと思っておりますし、本当の貧困を考えるのであれば、やはり対話を持って、そこで必要であれば、10枚でも20枚でも配付するような形の手厚いものが必要じゃないかなと考えるところでもあります。

また、今、請願者の方がいらっしゃるんで、お話を聞きたいということでしたが、青森市議会では、この請願の取扱いというのは文書での取扱いをしております。

文書主義というのは、やはりその人の感情や背景とか、また、話し手の上手下手にかかわらず、文書で冷静に判断出来、議事録にも載せることができるというところが最大のメリットだと僕は思っているんです。もし仮に、この文書で足りなければ、請願者の紹介議員を招集してですね、紹介議員を通じて意見を聞くのが本当ではないかなと思っておりますので、せっかく御足労いただいているようですが、請願者の意見を聞く場面ではないなと判断してござい

す。

○中村美津緒委員長 ほかに発言がなければ、ただいま蛭名委員から、そして天内委員からお話しいただきました件、事務局から、お話を一つ、よろしいでしょうか。

○猪口茂樹議事調査課主査 事務局の猪口でございます。

ただいまの件につきまして、まず例規の関係からお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、青森市議会につきましては先ほど舘山委員もおっしゃいましたとおり、傍聴者の発言は認められてはおりません。これがまず大原則であります。

ただし、手法といたしましては、参考人という形で、委員会が参考人として呼ぶことを決めて、それを議長に上げまして議長名でお呼びするという手法が一つあります。

ただし、この手法とるに当たりましては、今まに行っている委員会の場ということもありますし、おいでいただくに当たり費用弁償等々も発生いたしますので、現実的ではないかなというふうに考えております。

なお、法令で定められた手続ではなくて、委員会として、あくまで任意でお話を伺うということにつきましては、委員会の決定があれば不可能なものではありませんが、出席要求を行っていない第三者の方は発言をすることが出来ませんので、委員会を暫時休憩して、あくまでも、文教経済常任委員会ではなくて任意のステージを作って、お伺いした扱いとなるものと考えております。

この場合、委員会の会議の場でお話をお聞きするものではありませんので、お伺いした内容については、会議概要には一切記録されないという手続になるかと思っております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ただいま、委員会を暫時休憩し休憩中に請願者からお話を聞いてはどうかとの提案がありました。

これについて、委員の皆様から賛否が分かれたので、それでは、本委員会を一旦休憩し、請願者からお話をお聞きすることにいたしますが、それが終了した後、引き続き委員会を再開したいと思っております。理事者の皆さんはこのまま御着席ください。

〔「いやいや、反対もあるから」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 ごめんなさい。

それでは、本委員会を休憩してから請願者からお話を聞くことについて、賛否が分かれたので、起立採決により決定したいと思います。

本委員会を一旦休憩し、請願者からお話を聞くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立多数でありました。

よって、本委員会を一旦休憩し、請願者からお話を聞くことに決しました。

なお、それが終了した後、引き続き、すぐ委員会を再開したいと思いますので、理事者の皆さんは、このまま御着席ください。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 59 分休憩

午前 11 時 13 分再開

○中村美津緒委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたしますが、ほかに発言はありませんでしょうか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私は賛成の立場です。生理用品を学校のトイレにおいて、誰でも使える状況にするということではありますが、今大事なものは貧困にターゲットを絞るべきで、例えば、市の教育委員会がお話しするように、ネグレクトの人は、子供さんは別に生理用品をもらうことで、それが発覚するわけではなく、ふだんの生活、着ているものとか、そういったもので判断できるのではないかと思います。

ちょっと調べたんですけれども、国際NGOプランインターナショナルというところが調べたアンケートだと、15歳——ちょっと年齢は高いんですけども、15歳から24歳までを対象に、2000人にアンケートをとったところ、親や保護者が買ってくれないっていうのは僅か5%で、そのほかは収入が少ないから31%、高額だから25%、自分が使えるお金が少ないのが24%、ほかにお金を使わなければならないが13%と、大体多く占めております。

そういった理由からも、本当に買えない、コロナ禍でそういう状況になっておりますので、その都度その都度、保健室に置くともらいに行かないといけないわけなんですけれども、そういったことも含めて、やはり、トイレに置いていただきたいと思うので、この請願に賛成します。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第7号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

請願第7号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第7号は不採択とすべきものと決しました。

以上で今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○中村美津緒委員長 この際、ほかに、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 また、議員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)